

文花中学校いじめ防止基本方針

令和8年4月1日
校長 決定

1 いじめ問題への基本的な考え方

「いじめ」とは本校に在籍している生徒と一定の関係ある他の生徒が行う心理又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(1) いじめを生まない、許さない学校づくり

生徒等がいじめについて深く考え理解するための取組として、道徳の授業、生徒会等による主体的な取組への支援等を通じて、生徒等がいじめは絶対許されないことを自覚するように促す。

(2) 生徒等をいじめから守り、生徒等のいじめ解決に向けた行動を促す

いじめられた生徒等からの情報やいじめの兆候を確実に受け止め、その生徒が安心して学校生活を送ることができるようにするため、いじめられた生徒等を組織的に守る取組を徹底する。また、周囲の生徒等がいじめについて知っていながらも報告できないなどの不安を抱えていることを直視し、勇気をもって教員、保護者等に伝えた生徒等を守るとともに、周囲の生徒等の発信を促すための生徒等による主体的な取組を支援する。

(3) 教員の指導力の向上と組織的対応

いじめ問題に適切に対応できるようにするため、個々の教員のいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力を高める。また、教員個人による対応に任せることなく、学校全体による組織的な取組により解決を図る。

(4) 保護者・地域住民・事業者等との連携した取組

いじめが複雑化・多様化する中、いじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにするため、保護者、地域住民、事業者、その他の関係者等と連携し、地域社会総がかりでいじめ問題解決に向けて取り組む。

2 学校及び教職員の責務

本校及び本校の教職員は、法や都条例、区の対策基本方針と前項の基本的な考え方を踏まえ、本校に在籍している生徒等の保護者、地域住民、事業者、児童相談所、その他の関係者と連携し、いじめの未然防止及び早期発見に努める。また、本校に在籍する生徒がいじめを受けていると思われる場合は迅速かつ的確に対処する責務がある。

3 いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

① 設置の目的

法や区条例に基づき、学校いじめ防止基本方針の策定やいじめ防止等に関する措置、いじめ問題に組織的に対応するために校内に学校いじめ対策委員会を設置する。

② 所掌事項

- いじめ未然防止等に関する対策の計画・立案に関すること。
- いじめ早期発見等を始め、実態把握に関すること。
- いじめ事案に対応する早期対応等に関すること。

○いじめ事案の重大事態等への対処に関すること。

③ 会議

月1回を定例会とし、いじめの事案等により、適時に開催する。

④ 委員構成

管理職、生活指導主任、学年主任、各学年の生活指導担当教員1名、養護教諭、スクールカウンセラー、その他校長が必要と認める者（保護者、担任、部活動顧問、スクールソーシャルワーカー等）から構成する。特に緊急を要する場合、管理職、生活指導主任、該当学年主任で構成される臨時委員会を開くことができる。

(2) 学校サポートチーム

① 設置の目的

生徒の問題行動への対応において、生徒の健全育成を図るとともにいじめの事案に対して、いじめ防止対策推進法で規定する学校いじめ対策委員会を支援するために設置する。

② 所掌事項

○いじめの事案等に対する学校いじめ対策委員会の支援に関すること。

○生徒の問題行動等に対する学校いじめ対策委員会の支援に関すること。

③ 会議

いじめ事案の発生により、緊急に開催する。

④ 委員構成

管理職、生活指導主任、学年主任、担任、養護教諭、スクールカウンセラー、地域関係者（但し、地域関係者はいじめの事案を鑑み、校長が選考して依頼する。）

4 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

①道徳及び学級活動における「いじめ防止授業」の実施（年間3回）

②いじめ防止に関わる校内研修の実施（年間3回）

③学級担任を中心とした各学年での二者面談（教育相談）の実施

④生徒会を中心とした「いじめ防止」等の啓発活動の推進

⑤学校行事や体験活動を通じた「好ましい仲間づくり」の推進

⑥PTA、地域への啓発活動の実施

(2) 早期発見のための取組

①生活意識調査（アイチェック）の活用

②学校生活アンケートやいじめ実態調査の実施と活用

③学級担任を中心とした各学年での面談の実施と活用

④スクールカウンセラーによる1学年生徒全員の面接の実施

⑤生活指導部会や職員会議等の情報の共有化とスクールカウンセラーとの連携と活用

⑥保護者や関係機関との連携

⑦いじめ相談窓口等を含めた相談機関の周知

(3) 早期対応のための取組

①いじめ実態調査等により、いじめの実態を察知した場合は、速やかに正確な実態の把握を行う。

②いじめの実態を把握した場合は、学校いじめ対策委員会を核として、緊急に会議を開催し、情報の共有化を図るとともに、被害生徒への支援、加害生徒への指導、周囲の生徒へのケアについて、教職員の役割を明確化する。

- ③いじめの事態を把握した場合は、被害の生徒や周囲の生徒の安全を確保し、スクールカウンセラーを活用して生徒や保護者の心のケアや援助を行う。
- ④いじめを行った生徒に対してはいじめをやめさせ、学校いじめ対策委員会を中心に組織的・継続的に観察と指導の充実を図る。また、スクールカウンセラーやソーシャルワーカー等と連携し、生徒や保護者の心に寄り添った助言を行う。
- ⑤教育委員会に速やかに報告し、情報を共有し、助言を仰ぎながら被害が深刻化しないように支援する。
- ⑥事態が深刻化した場合は、学校サポートチームを通じて、警察や児童相談所等と情報を共有し、対応策を協議する。
- ⑦いじめの状況によっては、その状況や方針を学校が発信し、保護者や地域と連携した対応を行う。

(4) 重大事態への対処

- ①いじめの状況が生徒の生命や心身、または財産に重大な被害があると判断した場合には、教育委員会に事案を報告し、指導・助言を得て調査組織を設置し、状況を明らかにする。
- ②被害生徒の保護や相談、援助
- ③加害生徒の別室での学習の実施
- ④スクールソーシャルワーカーによる家庭訪問を通じた家庭への相談援助
- ⑤警察への相談と通報
- ⑥加害生徒に対する指導を継続的に行っても改善が図られず、被害生徒や周囲の生徒の学習が妨げられる場合は、校長による訓告等の懲戒を実施する。
- ⑦児童相談所等の福祉施設や医療機関との連携・相談
- ⑧保護者や地域との連携
- ⑨いじめ防止対策推進法に基づく対応（第28・30条）

5 教職員研修計画

- (1) 「いじめ防止」に関する内容の授業の研修を実施する。
- (2) いじめ防止対策研修を年間3回実施する。

6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

- (1) 保護者には、子の教育について第一義的に責任を有することからも、その保護する生徒等がいじめを行うことのないよう、当該生徒等に対し、規範意識を養うための指導およびその他の必要な指導を行うよう依頼する。また、その保護する生徒等がいじめを受けた場合には、適切に該当生徒等をいじめから保護するように依頼・連携する。
- (2) 学校いじめ防止基本方針等について保護者に説明するとともに、いじめ防止授業地域公開講座などの啓発活動を実施する。
- (3) 保護者相談の実施やSC・SSWの保護者への紹介を行い、いじめ防止と対応の連携などの啓発活動を行う。

7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

- (1) 学校いじめ防止基本方針等について啓発活動を行うとともに、いじめ防止等のための措置に協力するように依頼する。
- (2) いじめの実態を把握した場合は、速やかに教育委員会に報告する。
- (3) いじめの実態に応じて、学校サポートチームの設置や関係機関と連携して対応策等を協議する。

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

- (1) 生徒や保護者、学校関係者に対して、いじめ防止やいじめに対する措置を学校評価および関係者評価等を活用して評価を受ける。
- (2) 学校は、いじめ防止やいじめに対する措置が適切に行われているかの評価等から、基本方針や対応の改善等に務める。